

健康保険及び国民健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額及び後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額の一部を改正する告示案に関する意見募集の結果について

令和8年3月5日
厚生労働省保険局保険課

健康保険及び国民健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額及び後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額の一部を改正する告示案について、令和8年1月14日（水）から同年2月13日（金）まで御意見を募集したところ、4件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見とそれに対する考え方について、以下のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも厚生労働行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

No.	案に対する御意見の要旨	御意見に対する厚生労働省の考え方
1	食事差額について、金額を上げるのは問題ないが、低所得者で90日以上長期入院する場合の後日差額申請が負担のため、一律の金額にして欲しい。	今後の施策検討の参考とさせていただきます。
2	制度運営上の観点から一定の合理性を有することは十分に納得できるが、被保険者に対する定額負担の引上げのため、所得水準の低い者ほど相対的に負担感が大きくなるという構造的な性質を有しているのではないかと。長期にわたり入院を要する患者には入院日数の累積により家計への影響が無視できない水準となる可能性があるのではないかと。	低所得者並びに長期療養者については負担額を減額しており、改正案においても引き上げ幅に一定の配慮を行っております。

3	<p>診療報酬改定に伴い食事療養及び生活療養の基準額が引き上がることを歓迎する。ただし、引き上げ分をすべて食材費・調理費と解して患者負担に反映させることは反対である。</p>	<p>入院時の食費については、食費が入院と在宅の双方にかかる費用であることから、その一部を自己負担化したものであり、今般の食材費等の上昇が続いていること及び光熱・水道費が増加していることに伴う見直しは、食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額の引き上げにより対応することとしております。</p>
4	<p>告示案に反対する。物価高騰を反映するのは理解できるが、1食30円の引き上げは1ヶ月で約2,700円の負担増となり、特に後期高齢者や低所得入院患者にとって無視できない金額となる。低所得者・高齢者への減免範囲を大幅に拡大し、負担増を最小限に抑えるか、年金・生活保護との連動措置を必ず入れるべきである。</p>	<p>低所得者並びに長期療養者については負担額を減額しており、改正案においても引き上げ幅に一定の配慮を行っております。</p>

※上記のほか、1件の今回の意見募集に関係ない御意見をいただきました。